その言動、大丈夫？
セクハラ対策の基礎から応用まで学ぶ！
経営者・個人事業主向け研修会

セクハラ、パワハラ等のハラスメントは、昨今、職場や社会において大きな問題となっています。
そもそもどんなことをしたらハラスメントになるの？
ハラスメントをしたらどうなるのか？
周囲でハラスメントが発生したらどう対応したら良い？
など、セクハラをはじめとするハラスメント対策の基礎から応用まで、わかりやすく解説します。

開催日時：令和５年８月２３日（水）１８時００分～１９時３０分

開催場所　ＬＩＣはびきの　３階 視聴覚室（羽曳野市軽里 1-1-1）

定　　員　５０名（定員になり次第受付締切）　**参 加 費**　無料

内　　容
① セクハラ・パワハラとは何か？～種類や事例を紹介～
② ハラスメントをしたらどうなる？～法的責任と経営者・個人事業主の役割～
③ ハラスメント防止のための方針や規定の作成方法
④ ハラスメントが発生した場合の対応

講　　師　大澤龍司法律事務所　弁護士　岡井 理紗　氏

セクハラやパワハラなどのハラスメント問題に精通。
多くの企業や個人に対して相談や支援を行っている。
セクハラ対策の研修や講演も多数実績あり。

セクハラ等のハラスメント対策に関する知識を学び、ハラスメントのない職場や社会環境を一緒に作っていきましょう！

参加申込　QR コードを読み取り、Web よりお申込み下さい。→

FAX でのお申込み用　参加申込書　FAX：072-956-1950			
事業所名		参加者氏名	
所在地			
ＴＥＬ		ＦＡＸ	

申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本事業以外には使用いたしません。

お問合せ　羽曳野市商工会　羽曳野市軽里 1-1-1 LIC はびきの１Ｆ　TEL :072-958-2331